

要 望 書

平成28年 9 月

沖 縄 県

知基第 126 号

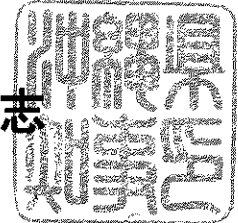
平成28年9月24日

防衛大臣

稲田 朋美 殿

沖縄県知事

翁 長 雄 志



要 望 書

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素から格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

戦後71年を経た今もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない本県に在日米軍専用施設面積の74.48パーセントが集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けています。

今年3月に米軍人による準強姦事件が、翌4月には米軍属による殺人等事件が発生し、県民に大きな衝撃と新たな不安を与えました。また、日常的に発生する航空機騒音を初め、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊など、米軍基地は、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

一方、北部訓練場の返還条件とされているヘリコプター着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もなされないまま、自衛隊のヘリコプターによる資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。

このほか伊江島補助飛行場におけるLHDデッキの改良工事、F-35戦闘機の運用、CV-22オスプレイの沖縄での訓練の実施等、地域住民の生活に影響を及ぼすような施設整備、米軍の運用等に関する詳細な情報が提供されていません。

このような姿勢は、信頼関係を損ないかねず、政府においては、詳細

な情報を事前に提供するとともに、沖縄県及び市町村の意向を尊重し、これに迅速に対応していただく必要があります。

また、この度の福岡高等裁判所那覇支部における不作為の違法確認訴訟の判決は、地方自治制度を軽視し、県民の気持ちを踏みにじる不当なものであり、昨日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行いました。

政府においては、沖縄の現状を十分に認識し、辺野古新基地建設を断念するとともに、普天間飛行場の県外移設、早期返還及び5年以内運用停止を含めた危険性除去等、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただきたく、次のとおり要望します。

目 次

1 辺野古新基地建設の断念並びに普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性の除去について	1
2 オスプレイの配備撤回について	3
3 日米地位協定の抜本的な見直しについて	4
4 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について	6
5 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について	8
6 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について	9
7 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減について	11
8 ホテル・ホテル訓練区域における操業制限解除の内容拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について	14
9 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について	16
10 尖閣諸島を巡る問題について	18
11 不発弾処理における負担の軽減について	19

1 辺野古新基地建設の断念並びに普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性の除去について

要 望

- (1) 「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念を廃し、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念すること。
- (2) 普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外移設及び早期返還に取り組むこと。
- (3) 普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会を開催し、残り約2年半となった普天間飛行場の5年以内運用停止を実現するため、日米両政府において具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性除去に取り組むこと。

説 明

沖縄県は、辺野古に新基地は造らせないということを県政運営の柱として取り組んでおります。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、平成26年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院議員選挙に続き、今年の沖縄県議会議員選挙及び参議院議員選挙においても示されております。

また、政府が埋立を計画している辺野古・大浦湾周辺の海は、「やんばるの森」から流れ込む河川と、特異な地形的特徴を反映し、多様な生態系が狭い水域に組み合わさっており、この海域でジュゴンなどの絶滅危惧種262種を含む5,800種以上の生物が確認されています。

これは、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべき世界自然遺産として登録されている、知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島でそれぞれ確認されている、3千から5千種類という数を上回るものです。

これまでも、国際自然保護連合（IUCN）における度重なる勧告をはじめ、国内学術団体等からも辺野古新基地建設による環境破壊等を危惧する声が上がっています。

一方、この度の福岡高等裁判所那覇支部における不作為の違法確認訴訟の判決は、地方自治制度を軽視し、県民の気持ちを踏みにじる不当なものであり、昨日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立

てを行いました。

政府においては、「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念を廃し、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古の美しい海を埋め立てる現行移設計画を断念していただきたいと考えております。また、安全保障の負担は日本全国で担うべきとの認識のもと、普天間飛行場の県外移設に取り組んでいただきたいと考えております。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は県民の強い願いであります。

普天間飛行場の早期返還を実現するためには、改めて県外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、講ずる必要があります。また、返還するまでの間においても、その危険性を放置することはできないことから、一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があります。

2 オスプレイの配備撤回について

要 望

オスプレイの配備を撤回すること。

説 明

オスプレイについては、沖縄配備に際し再三にわたり、これに反対する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に24機が配備されています。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきました。しかしながら、進まぬ米軍基地の整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイが配備されたことは、沖縄県民に受忍しがたい更なる米軍基地の負担を強いるものであります。

沖縄県としては、オスプレイ配備に反対であり、オスプレイの配備撤回を求めるとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施など、実効性のある負担軽減措置を講ずるよう要望します。

3 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要 望

政府は早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

説 明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から55年以上が経過しており、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県は、軍転協とも連携し、平成12年より11項目の見直し要請を行っているところです。

一方、政府は、米軍基地を巡る諸問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しています。

しかしながら、沖縄県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えています。

今年4月に発生した米軍属による殺人事件では、直接的には日米地位協定上の刑事裁判権の問題は発生していませんが、このような事件をなくし、米軍基地を巡る諸問題を解決するためには、日米地位協定の見直しは、避けて通れないものと考えています。

また、当該事件後、米軍人が酒に酔った状態で自動車を運転し、県民を負傷させる事故が発生するなど、米軍人等による飲酒運転が繰り返し発生しましたが、こうした事件・事故が発生する根底には、日米地位協定が大きく関わっているものと考えています。

県民の権利と財産を守るため、政府においては、早急に見直し作業に着手していただくよう、強く要望します。

平成27年9月に締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と円滑な立入り、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図られるよう努めていただく必要があります。

更に、沖縄県では、これまで文化財保護行政を推進するために必要な文化財調査を米軍施設・区域内においても行ってきたところです。しかしながら、環境補足協定締結後、同協定に基づく立入り手続きによることとされたため、これまで行われてきた米軍施設・区域内における文化財調査が中断している状況にあります。

これまで同様、文化財調査に伴う米軍施設・区域への立入りが可能となるよう要望します。

4 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要 望

- (1) 在沖海兵隊の国外移転を確実に実施すること。
- (2) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明を行うこと。
- (3) 牧港補給地区の7年以内の返還は、統合計画を前倒しし、確実に実施すること。
- (4) 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決及び移設先の環境整備を行うこと。
- (5) 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- (6) 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮すること。
- (7) 文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- (8) 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- (9) 米軍施設・区域の機能の変更等の計画については、事前の情報提供を徹底するとともに、県・市町村の意向を尊重すること。

説 明

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

海兵隊の訓練を県外へ移転することを含め、在沖米軍兵力の削減を図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、在沖海兵隊約9千人の国外移転

を確実に実施するよう強く求めます。

また、それに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についても、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります、特に、牧港補給地区の7年以内の返還については、統合計画を前倒しし、確実に実施されるよう要望します。

発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

沖縄県としては、政府が十分な説明を行うこと、今後の推進にあたっては、移設先における諸課題の解決を政府の責任で行うこと及び新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること並びに地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えております。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的、かつ、円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくとともに、文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保等のために必要な支援、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

また、駐留軍従業員の雇用の確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速、かつ、きめ細かな対応を行っていただく必要があります。

米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等は、周辺住民に不安を与えるとともに、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性がある、極めて重要な問題であります。

米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等を行う計画がある場合は、沖縄県及び市町村に対する詳細な情報の提供を徹底するとともに、沖縄県及び市町村の意向を尊重し、これに迅速に対応していただく必要があります。

5 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要 望

- (1) 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を図ること。
- (2) 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- (3) 米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うこと。

説 明

これまで沖縄県では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀肅正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところがあります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から平成28年7月末現在で5,912件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が576件（民間人殺害事件13件を含む）発生しております。

特に、平成28年3月に米軍人による準強姦事件が発生し、翌4月には、米軍属による殺人等事件が発生しました。このような非人間的で、女性の人権を蹂躪する極めて卑劣な犯罪は、断じて許せるものではなく、強い憤りを感じます。

県民に大きな不安を与えている、このような米軍人等による事件・事故の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置がとられる必要があります。また、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

更に、米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表なども再発防止策の実効性を確保するためにも必要であります。

6 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要 望

- (1) 訓練・演習の具体的な内容の事前公表、事故発生時の速やかな通報及び事故調査結果の速やかな公開を行うこと。
- (2) 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止を担保する措置を継続的に実施すること。

説 明

沖縄県は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故、平成25年の沖縄近海でのF-15戦闘機墜落事故、キャンプハンセンでのHH-60ヘリコプター墜落事故や平成27年のH-60型ヘリコプターの着艦失敗事故などを含め、復帰後、平成28年8月末までに686件（うち墜落事故が45件）発生しております。

また、今年7月13日には、F-15戦闘機からフレアが放出される事故が発生したほか、平成26年及び平成27年の2年間で17件の部品等落下事故が発生しており、米軍の安全管理体制に疑念を抱かざるを得ません。

更に、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等により、復帰後、平成28年8月末までに598件の山林・原野火災が発生し、また、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリヤー攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射撃場）、フェンス外への重量約800キログラムの物資落下（平成26年4月・伊江島）、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成26年12月・伊江島）などの事故も相次いでおります。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、また、事故発生後の事故調査結果に関しても、情報公開までに時間を要する上に十分な内容

が公開されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

つきましては、演習・訓練の具体的内容の事前公表、事故発生時の速やかな通報及び事故調査結果の速やかな公開とともに、住宅地上空での飛行訓練の中止等を含め、米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止に向けて実効性のある措置を実施していただく必要があります。

7 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減について

要 望

- (1) 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。
- (2) 環境基準の達成に向け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- (3) 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対応策を講じること。
- (4) 住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の適用拡大や、対象区域の拡大、十分な防音工事予算の確保など、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- (5) 全ての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- (6) 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費について、引き続き補助対象とすること。

説 明

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

沖縄県は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われているため、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中断等、地域

住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

同飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的、かつ、実効性のある対応策を講じていただく必要があります。

普天間飛行場では、ヘリコプターが住宅地上空を旋回し、外来機の飛来や夜間の訓練が頻繁に行われているため、昼夜を問わない騒音の発生が恒常化しています。また、オスプレイやヘリコプターから発生する低周波音も問題となっているほか、那覇市、浦添市等では、上空を飛行する米軍機による騒音の苦情が近年増加しております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において措置の実施に伴う効果について検証を行っていただく必要があります。

最近は両飛行場周辺以外の地域においても、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されており、住民からの苦情も増加傾向にあることから、住宅地上空の飛行を回避する対策を講じる必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された住宅は、住宅防音工事の対象とならないまま30年間も騒音にさらされている状況にあることから、区域指定告示後に建築された住宅も防音工事の対象としていただく必要があります。加えて、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努めていただく必要があります。

また、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗等も多く存在することから、防音工事の対象施設や区域の拡大など、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。特に、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域（第1種区域）については、

現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することがないよう配慮していただく必要があります。

航空機騒音による子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されており、認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も防音対策事業の補助対象施設とするとともに、空調設備の維持費も補助対象に含めていただく必要があります。

更に、学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28年度以降に実施設計を行い、新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、引き続き当該維持費を補助対象としていただく必要があります。

8 ホテル・ホテル訓練区域における操業制限解除の内容拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

要 望

ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域、漁業種類の拡大、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

説 明

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となった区域範囲が狭いことや、パヤオ漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、沖縄県は、解除対象区域の拡大及び対象漁業の拡充等を求めています。

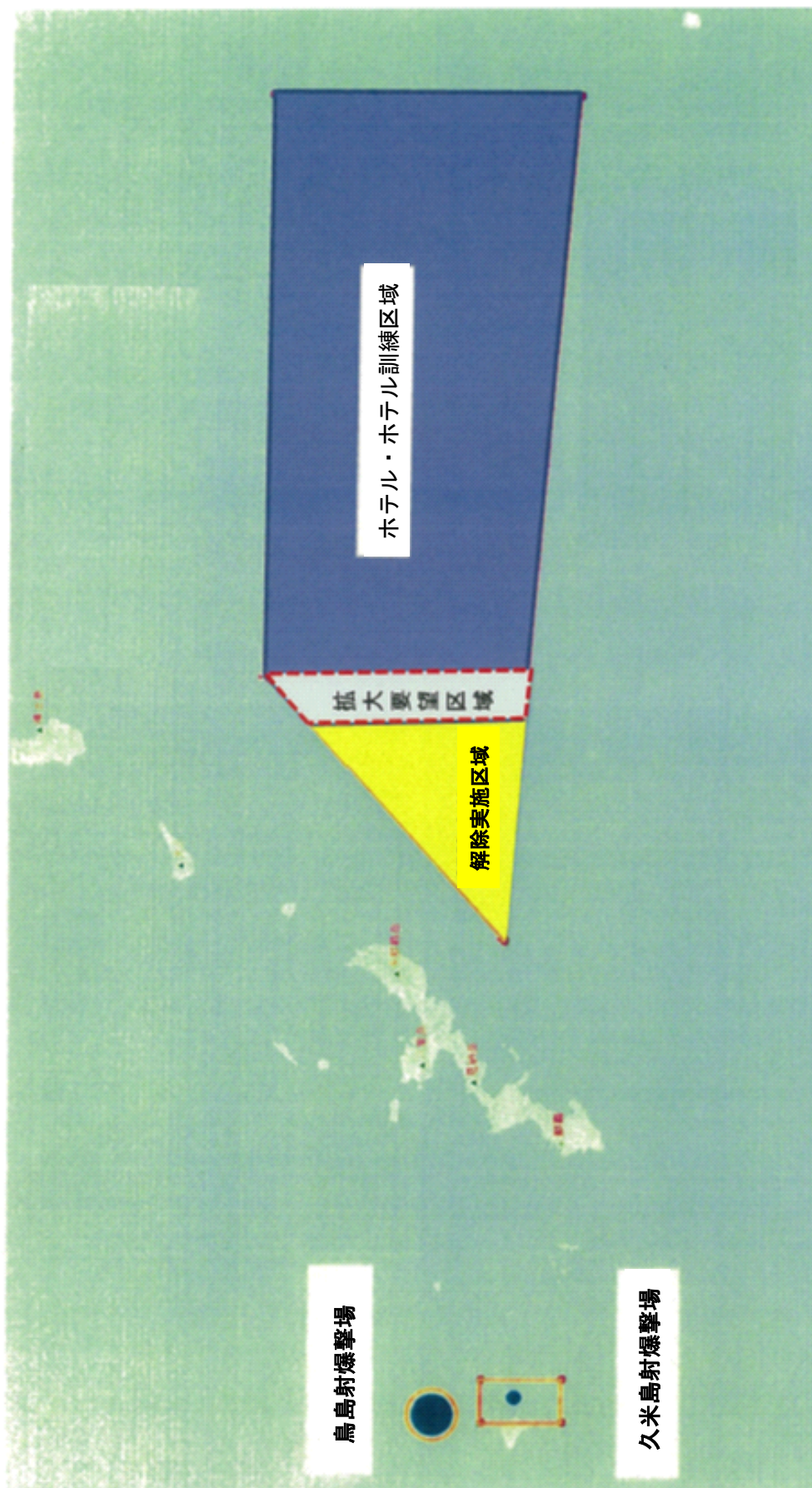
日米両政府は、現地実施協定締結日（平成26年7月16日）から1年以内に行われる見直し作業において、使用制限の一部解除の拡大及び漁法制限の緩和に関する可能性を検討するとしておりますが、早急の対応をお願いします。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、パヤオ漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

特に、鳥島射爆撃場については、平成20年4月に訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業を脅かす存在であるとともに、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求めます。

訓練区域図面（一部抜粋）



9 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について

要 望

- (1) 返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査の実施を可能とすること。
- (2) 跡地利用推進法に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。
- (3) インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還を実現すること。
- (4) 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還等を迅速に行うとともに、返還前の現地調査と工事着手について配慮すること。

説 明

返還される駐留軍用地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の振興のための貴重な空間として、有効、かつ、適切な跡地利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

平成24年4月に施行された跡地利用推進法では、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染等の支障除去措置を講ずることが規定されております。

また、既に返還された跡地についても、跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において適切な措置を講ずる必要があります。

なお、支障除去を講ずるにあたり、駐留軍用地跡地及びその周辺の自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を踏まえた保全措置が必要であります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携しながら、

「国際医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な支援が必要であります。

そこで、同跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されたところですが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要であります。

沖縄県においては、道路、河川等を整備する公共事業を実施する上で、米軍施設・区域の一部返還又は共同使用が必要となる場合がありますが、そのための協議が進展しないため、長年にわたり公共事業が滞る事例が多く発生しています。

公共事業を推進するための米軍施設・区域の一部返還又は共同使用は、迅速、かつ、着実になされる必要があります。返還等されるまでの間においても、現地調査又は工事の実施が可能な場所については、早期に現地調査又は工事を実施できるよう、配慮していただく必要があります。

また、米軍施設・区域内の2級河川については、浸水被害を防止するため、しゅんせつ等による適切な維持管理を実施していただく必要があります。

10 尖閣諸島を巡る問題について

要 望

- (1) 尖閣諸島が、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと。
- (2) 冷静かつ平和的な外交によって、中国との関係改善を図ること。
- (3) 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講じること。

説 明

平成24年9月の日本政府による尖閣諸島国有化以降、中国公船等が接続水域の航行や領海侵入を繰り返しております。

今年6月9日には中国海軍の艦艇が初めて尖閣諸島の接続水域に侵入し、6月15日及び同月16日には中国海軍の情報収集艦が我が国の領海、接続水域に侵入しております。

また、8月8日には、中国公船による尖閣諸島接続水域内の侵入としては過去最多となる15隻が同時に航行するなど、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、宮古、八重山地域の住民に不安を与えております。

沖縄県としては、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取締りの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣を巡る問題を重要視しております。

中国との関係悪化は、平和交流をめざす県民に不安を与えるものであり、平穏、かつ、安定的に尖閣諸島を維持管理していただく必要があります。

また、政府においては、昨今の尖閣諸島周辺海域を巡る状況により、宮古、八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講じていただく必要があります。

11 不発弾処理における負担の軽減について

要 望

- (1) 沖縄県における不発弾処理事業の国と地元の役割分担を全般的に見直し、今後、国直轄の事業化を推進し、国の責任において沖縄県における不発弾処理の充実強化及び早期処理を図ること。
- (2) 沖縄県が維持・管理し、自衛隊が使用している不発弾一時保管庫については、実質の管理者である国が引き取り、直接管理・運営すること。
- (3) 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫負担とすること。

説 明

先の大戦で大きな惨禍を被った沖縄県においては、未だに多量に残された不発弾処理の問題を抱えております。

沖縄県の不発弾処理量は最近10年間の年平均で約30トンあり、平成27年度実績でみると全国の約47%を占めており、今なお処理されていない不発弾が約2,012トン残されていると推定されております。

このような中、沖縄県の不発弾処理においては、不発弾の探査・発掘や回収不発弾の一時保管、及び住民避難など多くの関係業務を沖縄県や市町村が担っております。

不発弾の処理は、県民の生命・財産を守り、また、沖縄県の振興を図る上で急を要しますが、一方では、厳しい行財政下にある沖縄県や市町村及び県民にとって大きな負担となっております。

沖縄県の不発弾の早期処理を図り、処理に伴う地元負担の軽減を図るためには、引き続き戦後処理の一環として国の責任において積極的な対策を講ずる必要があります。